

1 基本的な考え方

(1) 計画の趣旨

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。暴力の原因としては、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な性別役割分担意識など、個人の問題として片付けられないような社会的・構造的問題も大きく関係しています。

配偶者等からの暴力は、外部からその発見が困難な家庭内において行われることが多いため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。このため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。また、配偶者等からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者等が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっています。

こうした中で、本県では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV防止法」という。）」等の規定に基づき、平成18年に「ぐんまDV対策基本計画」を策定し、平成26年に改訂した「ぐんまDV対策推進計画（以下、「第3次計画」という。）」に基づき、配偶者等からの暴力の根絶に向けて施策を推進してきました。この「第3次計画」の計画期間が平成30年度をもって終了することから、本県におけるDVの実情を踏まえて、新たに「第4次ぐんまDV対策推進計画」を策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

- ①「DV防止法」第2条の3の規定により都道府県が策定する基本計画です。
- ②「群馬県男女共同参画推進条例」第4章（性別による差別的取扱いの禁止等）の推進及び「群馬県男女共同参画基本計画（第4次）」の基本目標5（女性等に対するあらゆる暴力の根絶）を達成するため、本県の取組を推進する計画です。
- ③「第15次群馬県総合計画」の基本目標Ⅱの政策6-3（犯罪・交通事故の防止）及び「群馬県生活安心いきいきプラン」の基本目標Ⅰ-4（配偶者からの暴力を許さない社会の実現）を達成するための個別実施計画
- ④国の基本方針及びこの計画の趣旨を踏まえ、市町村、関係機関等においても、県とともに「暴力のない社会の実現」を目指し、積極的な取組を期待するための計画です。

(3) 計画の対象

この計画は、「DV防止法」に基づく配偶者等からの暴力を対象としますが、実施にあたっては、配偶者等からの暴力に限定せず、家族その他親密な関係にある人によってなされる暴力等についても配慮をします。

(4) 計画の期間

2019年度から2023年度までの5年間とします。

なお、計画期間内においても、国の基本方針の見直し等、新たに推進計画に盛り込むべき事項が生じた場合は、必要に応じて計画を見直します。

(5) 推進体制

関係機関・団体で構成する女性に対する暴力被害者支援機関ネットワーク^{※1}や女性保護・DV被害者支援担当者会議を活用して、課題や施策の実施状況等の情報共有を図りながら総合的に推進します。

(6) 計画の進行管理

この計画の重点施策に定める数値目標については、群馬県男女共同参画推進委員会において、毎年、進捗状況を評価し、県民に公表するものとします。

※1 関係機関の相互協力と連携を推進するため、DV被害者支援関係の31団体で構成された県のネットワーク。